

住宅改修の支援

こんなことで困っていませんか？

足がふらつき
歩行が不安定



小さな段差で
よくつまずく

そんな時は！



住環境でお困りの高齢者に
生活環境を整えるための工事費用を助成しています。

対象工事

- ※ 新築・増築は対象外です。
- ※ 対象者の状況によって対象工事は異なります。
詳しくは、保険福祉課高齢福祉係
(72-1845) へお問い合わせください。



利用の流れ

助成を受けるには、必ず工事着工前に申請を行ってください。着工後の申請は、できません。

誰が	申請者	町	申請者	申請者	町
何を	書類をそろえて、 町に申請。 ・申請書 ・所得調査同意書 ・工事見積書 ・改修前後の平面図 ・改修箇所の写真	申請内容を審査 ↓ 助成内容の決定 (決定通知書が 送付されます)	工事着工 ↓ 終了	書類をそろえて、 町に報告。 ・着工(完了)届出書 ・改修前後の平面図 ・改修前後の写真 ・領収書の写し (・町への請求書)	審査後、助成 金額が決定。 指定の口座 に助成額を 支払います。

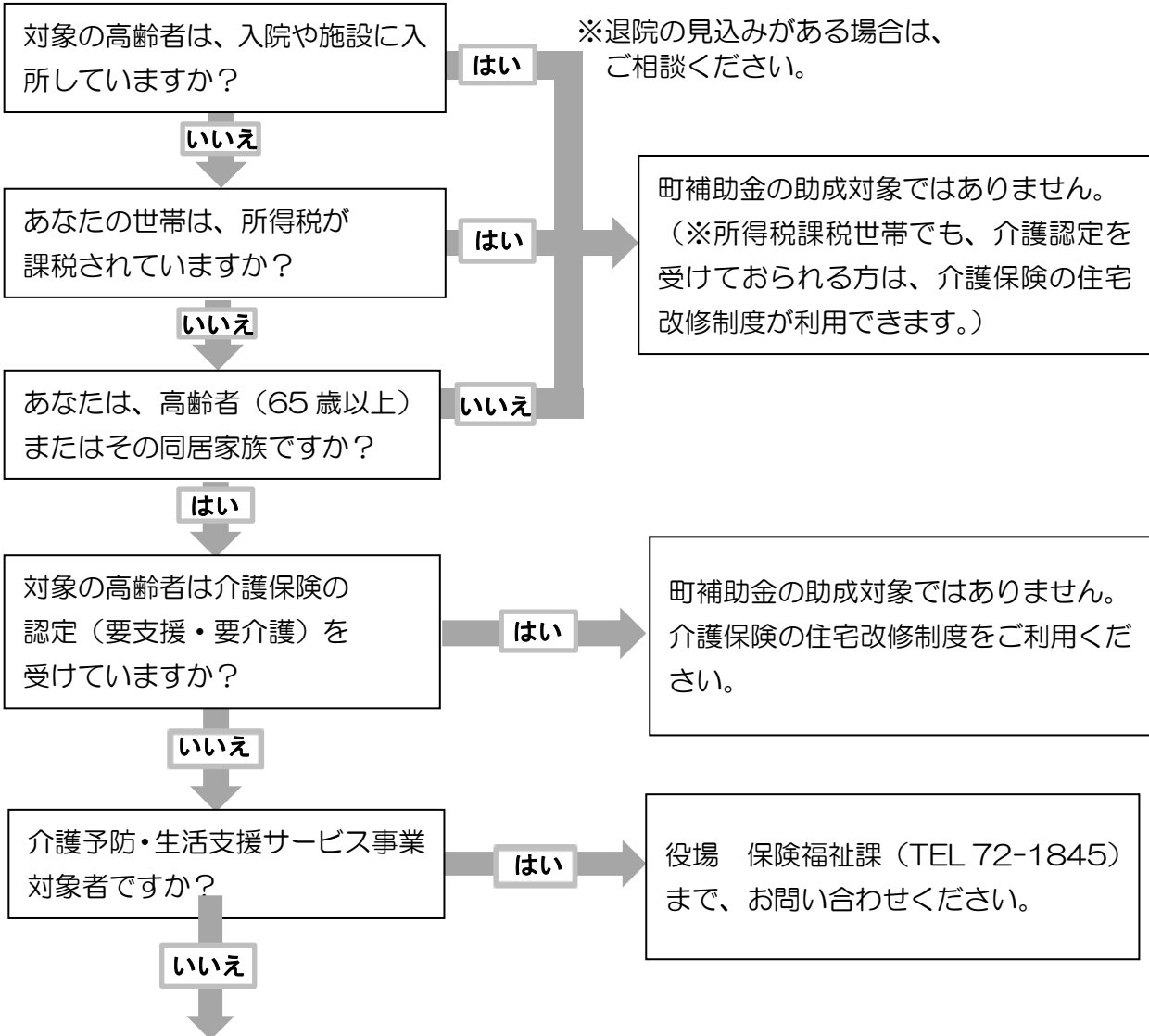
<スタート>



<ゴール>

対象者と助成額

☆スタート☆



対象工事費 手すりの取り付け、段差の解消
対象工事費の上限 45万円
助成額 対象工事費の2/3

障害者手帳をお持ちの方は、別途助成制度があります。

対象者

①および②に当てはまる人。

①身体障害者（肢体・視覚障害 1・2級）、療育手帳（A）、
内部障害で補装具費による車椅子支給を受けている方

②所得税額 287,500 円以下の世帯

詳しくは、役場保険福祉課・地域福祉係まで。